

7. 学童保育所の緊急時対応 について

■ 台風来襲時

1) 学校課業期間

- ① 台風来襲により児童の安全対策が十分でない時は、原則的には小学校(教育委員会)の措置に準じた運用をいたします。
具体的には午前7時において、滋賀県下に「暴風警報」が発令されている場合や、「暴風警報」が発令必至と判断される場合、小学校が臨時休校の措置がとられたときには、学童保育所は閉所とします。
- ② 学校課業中の「終業時刻の繰上げ」の場合は次のとおりです。
 - ア、安全確保のため、直接自宅へ帰れるようにご協力願います。
 - イ、保護者の勤務の都合等により保育希望の児童については、一旦学童保育所で保育しますが、状況により、早期の迎えをお願いすることがありますので、緊急時の対応をお願いします。
 - ウ、気象情報等を確認していただき、「学校から直接自宅へ帰る」又は「学童保育所に登所する」のかを学童保育所に必ず連絡してください。
但し、当日の夜間延長保育(18:00～19:00)は実施しません。

2) 学校休業期間(夏休み期間、土曜日等)

学校課業期間と同様に、午前7時において、滋賀県下に「暴風警報」が発令されている場合には、学童保育所は閉所とします。

その他事項(注意)

- ◇ 1-①、2のケースとも、午前11時までに警報等が解除され、施設等の安全が確認できた場合、午後1時から学童保育所を開所します。
- ◇ 1-①、2のケースとも、野洲市社会福祉協議会ホームページ及び緊急情報一斉メールにて保護者の方へ連絡します。
- ◇ 「緊急情報一斉メール配信システム」については、その運用に際して、事前に保護者の皆様にサービス利用登録をお願いします。
利用登録については、「登録手順書」とともに4月下旬までに文書で連絡します。
また、サービス利用登録につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までの登録期間とし、年度ごとに運用します。
よって年度末の3月31日をもって、登録いただいた情報については、抹消して情報の管理に努めます。(継続利用の保護者の方についても毎年登録が必要となります。)

■ 特別警報発令時

特別警報が発令された場合は、学童保育所は原則閉所とします。

※特別警報は、「予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨」を警告されているものであるため、発令された場合は、安全を守るための行動を最優先でとる必要があります。

その趣旨から「特別警報」が発令された場合は、その内容がどのようなものであっても閉所とします。

■ 地震災害(地震時の基準等)

前日の午後7時以降、当日の午前7時30分までに野洲市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、学童保育所を閉所します。

基本的に、学童保育所は終日閉所しますが、安全な状態になった場合、かつ施設の安全及び受け入れ体制が確保できた場合に限り開所します。

■ その他警報・注意報

◇その他の災害による警報や情報・避難勧告及び避難指示等の発令時においては、野洲市教育委員会が定める基準に準じた運用をいたします。

◇PM2.5、竜巻、光化学スモッグ等

各種警報、注意報発令時においては、児童の安全を第一に対応するため基本的に施設外での活動は取りやめて、施設内での保育とします。

◇ノロウイルス、胃腸炎、インフルエンザ等の感染性

衛生管理に努め、児童の体調管理に注意します。

手作りおやつなどの調理をともなう取り組みについては、中止します。

■ インフルエンザ等による学級(学年・学校)閉鎖時

インフルエンザ等の感染症で小学校が学級閉鎖等の場合は、該当児童は学童保育所に登所できません。

(児童が感染していなくても、学級閉鎖等の期間は登所できません。)

該当児童については以下の通りです。

ア、学校閉鎖 ⇒ 該当学校に所属している児童

イ、学年閉鎖 ⇒ 該当学年に所属している児童

ウ、学級閉鎖 ⇒ 該当学級に所属している児童

情報の提供を次のようにします。(下記のようなアクセスサイトです。)

【携帯電話からの場合】

⇒ <http://yasusyakyo.blogspot.jp>

学童保育所緊急情報 携帯サイト

<学童保育所緊急情報>

【パソコンからの場合】

⇒ 野洲市社会福祉協議会のホームページ

⇒ 学童保育所 ⇒ 学童保育所緊急情報 をご覧ください。

※ 電話での問い合わせ等は控えてください

